

令和 2 年 1 2 月 7 日
地域 振 興 部 経 済 課

江東区持続化支援家賃給付金事業の拡充について

1 目 的

国で実施しているサービス産業消費喚起事業（「Go To Eat キャンペーン」）を側面から支援するため、飲食店へ食品等を販売する卸売及び小売事業者が区内に有する事務所等の賃料等に充当する資金を給付することにより、食品等の安定的な供給を維持することを目的とする。

2 対 象

江東区持続化家賃給付金における本店及び住所が区内に所在していることとする住所要件及び賃貸借契約によらない利用形態を含める契約要件の緩和を行い、以下の要件に該当する事業者を対象とする。

- (1) 区内に事務所等を有し飲食店に食品等を販売する卸売及び小売事業者であること
- (2) 中小企業基本法第 2 条に規定される中小企業者に該当すること
- (3) 賃料等を支払っている事務所等の建物を法律上の権利により使用していること
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が 20%以上減少していること
- (5) 国で実施する家賃支援給付金の支給対象でないこと
- (6) 江東区持続化支援家賃給付金を受給していないこと

3 給 付 額

1 事業者当たり 30 万円を上限とする。

4 予 算

補正予算第 3 号において計上済み。

- ・予算額 1, 500, 000 千円
- ・執行済額 589, 600 千円 (約 2, 100 件) 【11 月 17 日時点】

5 申請期間

令和 2 年 1 2 月 1 1 日から、令和 3 年 2 月 2 6 日までとする。

6 周 知

- ・12 月初旬にホームページに掲載。
- ・12 月 1 1 日発行の区報に掲載。